**管理番号 No．**

**重要事項説明書**

**(居宅介護支援事業)**

**利用者： 　　　　　　　　　　様**

**事業者：　玉之浦町在宅介護支援センター**

**居宅介護支援事業所重要事項説明書**

[令和6年4月 1日現在]

1. **当事業所が提供するサービスについての相談窓口**

電 話　**0959　–　88　–　2910**（月～土曜日 ０８：３０～１７：３０）

担 当　 主任介護支援専門員 濵口栄次　／　管理責任者　　　濵口栄次

* ご不明な点は、何でもおたずねください。

1. **居宅介護支援事業所の概要**
   1. 居宅介護支援事業所者の指定番号およびサービス提供地域

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所名 | 玉之浦町在宅介護支援センター |
| 所在地 | 五島市玉之浦町中須６７６番地 |
| 事業所の指定番号 | 居宅介護支援事業 （五島市 第4271600100 号） |
| サービスを提供する実施地域※ | 五島市（ただし福江島のみ） |

1. 事業所の職員体制

主任介護支援専門員 １名（管理者兼務）

　　　　　　　　　　　営業時間　　８：３０～１７：３０

　　　　　　　　　　　但し、電話による受付は、日曜、祝祭日を含む２４時間体制です。

月～土曜日　午前８時３０分から午後５時３０分まで

　　　　　　　　　　　（１２月３０日～１月３日は休業）

　　　　（休日、時間外の連絡先は　たまんなゆうゆう　へつながります。）

（３）運営方針

* + 1. 事業者は利用者の心身の状況、その他置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行なう。
    2. 指定居宅介護支援にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないように、複数事業所の紹介をもって本人の選択により公正中立に行なう。
    3. 事業の運営にあたっては、関係市町村、包括支援センター、他の指定居宅支援事業者、介護保険・介護福祉施設等との連携に勤める。
    4. 事業者は、介護支援専門員等の資質の向上を図るための研修の機会を確保すると共に、業務体制を整備する。
    5. 利用者または家族等から謝礼などの金品を受け取らない。
    6. その他運営方針については、社会福祉法人明和会の定める諸規定に基づき、事業を追行していく。

1. **居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ**

付属別紙２　「サービス提供の標準的なながれ」6ページ参照

1. **利用料金**
   1. 利用料（ケアプラン作成料）

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、１ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

（居宅介護支援利用料）　**下記の利用料は、通常は利用者様からはいただきません**

1. 介護支援専門員取扱件数４５件未満の場合

要介護１・２　　　　　　１０,８６０円

要介護３・４・５　　　　１４,１１０円

1. 介護支援専門員取扱件数45件以上60件未満の場合

45件以上の部分について算定

要介護１・２　　　　　　５,４４０円

要介護３・４・５　　　　７,０４０円

※上記金額には、特別地域加算１５％が含まれておりません。

※居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備を行った場合、介護保険サービスが提供されたものとして上記の基本報酬を算定します。

1. 病院、診療所等に入院されるとき事業所より情報を提供した場合　　2500円もしくは2000円
2. 病院、診療所、施設などから退院、退所するとき、情報の提供をいただいた場合　　　　　　　　　（4500円～9000円）
3. 自宅に置いて病院・診療所スタッフとカンファレンスを行った場合　　2000円
4. 初めてサービスを受ける場合・要介護状態区分が２段階以上変更した場合　　3000円
5. 病院や診療所において医師に診察を受ける時に、介護支援専門員が同席し、医師等に対して利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等からも情報の提供を受け、計画に記録した場合　　2000円
   1. 交通費

通常サービス提供地域にお住まいの方は無料です。

（3）解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、いっさい料金はかかりません。

1. **サービス提供事業所選択の自由**
   1. 居宅サービス計画書作成に当たって、介護支援専門員は複数事業者を紹介し、その知りえる特徴と内容を説明します。
   2. 前６か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合、前６か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合を説明します。

付属別紙３　7ページ参照

* 1. 利用者は自由に事業所を選択し、介護支援専門員はその選択を尊重します。

1. **医療機関との連携（病院・診療所など）**
   1. 利用者は医療機関からの求めに応じ、「介護支援専門員の所属する事業所及び担当する者の指名、連絡先」を知らせます。
   2. 介護支援専門員は利用者の入院時や医療機関からの求めに応じて、担当する介護支援専門員の氏名や、利用者に関して知りえる情報を提供します。
2. **守秘義務**
   1. 業務上知り得た利用者及びその家族に関する情報や秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。守秘義務は契約終了後も同様です。
   2. 必要な業務を遂行するに当たり、「個人情報使用同意書」に記載された内容については、その範囲において使用の同意を得たものとします。
3. **サービス内容に関する苦情**
   1. 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

**相談受付窓口**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 受付場所 | 玉之浦町在宅介護支援センター | | |
| センター長 | 濵口栄次 | 電話 | 0959-88-2910 |

**苦情処理担当**

|  |  |
| --- | --- |
|  | たまんなゆうゆう　施設長 |
| 苦情解決責任者 | 門原淳一　　　　　　　　　　　　電話　0959-75-6023 |

　　　□　**第三者委員**　　杉秀宣　（0959-72-1505）・川端由紀子（0959-88-2717）

* 1. その他の窓口

当事業所以外に、五島市の窓口及び長崎県国民健康保険団体連合会に苦情を伝えることができます。

|  |  |
| --- | --- |
| （市の窓口）  五　島　市 | 受付時間　　８：３０～１７：１５（月～金曜）  長寿介護課　　　　　　　　　７２－６７８４  玉之浦支所　福祉保健課　　　８７－２２１１  富江支所　　福祉保健課　　　８６－１１４０  三井楽支所　福祉保健課　　　８４－３１１５  岐宿支所　　福祉保健課　　　８２－１１１３ |
| （公的団体の窓口）  長崎県国民保険団体連合会 | 所在地　　　長崎市今博多町８番地２  電話番号　　０９５－８２６－７２９１  受付時間　　８：３０～１７：１５ |

苦情解決の処理手順・・・苦情の受付　　　苦情内容の確認　　　苦情解決のための話し合い

　　　　【解決が困難な場合】（運営適正化委員会）及び（国民健康保険団体連合会）の紹介

**６. 事故発生時の対応方法**

　　　サービス実施中に事故が発生した場合は、速やかに家族に連絡を取ると共に、必要な措置を講じ管理者へ報告いたします。また、賠償すべき事故の場合は損害賠償を速やかに行なうものとする。但し、事業所の責に帰するべかざる事由による場合は、この限りではありません。

**７. 当法人の概要**

法人種別・名称　　社会福祉法人　明和会

設 立 平成１１年４月

所在地・電話　　　長崎県五島市玉之浦町玉之浦１３７１番地１

理事長　　門原淳一 電話 0959-75-6023）

事業内容 指定居宅介護支援事業、指定介護老人福祉施設、指定短期入所施設、地域密着型通所介護事業

指定介護予防短期入所施設、　配食サービス　保育所事業（キッズルームたまちゃん）

【五島市からの委託事業】

各種アセスメント調査業務の受託　在宅介護支援センターの相談業務　　総合事業計画作成

**（付属別紙１）**

**要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書**

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. **提供する居宅介護支援について**
   * 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
   * 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
   * 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。
2. **要介護認定後の契約の継続について**
   * 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
   * また、利用者から解約の申入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。
3. **要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について**

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

1. **注意事項**

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

* + 1. 要介護認定の結果、自立（非該当）となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する費用は、原則的に利用者にご負担いただくことになります。
    2. 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくことになります。

**（付属別紙２）**

**サービス提供の標準的な流れ**

居宅サービス計画作成等サービス利用申込み

当事業所に関すること居宅サービス計画作成の手順、 サービスの内容に関して大切な説明を行います

**事業者の選定**

当社と契約をするかどうかをお決めいただきます

**居宅サービス計画等に関する契約締結**

※利用者は五島市へ【居宅サービス計画作成依頼届出書】の提出を行っていただきます。（提出代行可能）

**ケアマネージャーがお宅を訪問し、利用者の解決すべき課題を把握します**

地域のサービス提供事業者の内容や、料金等をお伝えし、利用するサービスを選んでいただきます

利用者による サービスの選択

**提供する居宅サービスに関して、居宅サービス計画の原案を作成します**

計画に沿ってサービスが提供されるようサービス提供事業者等とサービス利用の調整を行います　　関係者が集まって支援のための会議を行います

サービス利用に関して説明を行い、利用者やご家族の意見を伺い、同意をいただきます

居宅サービス計画に沿って、サービス利用票、サービス提供票の作成を行います

**◆ サ ー ビ ス 利 用 ◆**

利用者やご家族と毎月連絡をとり、サービスの実施状況の把握を行い、サービス提供事業者と連絡調整を行います

**毎月の給付管理票の作成を行い、国保連合会に提出します**

利用者の状態について、定期的な再評価を行います。また、提供されるサービスの実施状況の把握を行います。

居宅サービス計画の変更を希望される場合、必要に応じて居宅サービス計画の変更を行います。

**（付属別紙３）**

**居宅介護支援　サービス利用割合等　説明書**

①前６か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

|  |  |
| --- | --- |
| 訪問介護 | 8％ |
| 通所介護 | 0％ |
| 地域密着型通所介護 | 59％ |
| 福祉用具貸与 | 38％ |

②前６か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 訪問介護 | 五島市社協ホームヘルパーステーション | 70％ |
| セントケア福江 | 30％ |
| 地域密着型通所介護 | たまんなゆうゆう | 64％ |
| 五島市社会福祉協議会　玉之浦支所 | 27％ |
| 聖マリアの園 | 4％ |
| 福祉用具貸与 | 株式会社クローバー　五島営業所 | 62％ |
| 株式会社アステム　五島出張所 | 25％ |
| くらりす | 12％ |

判定期間　（令和５年度）  
□ 前期（３月１日から８月末日）  
■ 後期（９月１日から２月末日）

令和　　年　　月　　日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

事業者　　所在地　　　長崎県五島市玉之浦町中須６７６番地

名 称　　　玉之浦町在宅介護支援センター

管理者　　　　濵口栄次　　 印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　説明者　　　　　　濵口　栄次

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受け、内容に同意し、本書面を受領いたします。

（利用者）　　 住 所

氏 名　　　　　　　　　　　　　 印

（代理人）　　住 所

氏 名　　　　　　　　　　　　　 印

　　【本人との続柄】

　　　　　　　　（家族代表）　住所

　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【本人との続柄】